

神戸市告示第537号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第8条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は神戸市市税条例若しくは市税に関するその他の条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和6年1月22日

神戸市長 久元喜造

指 定 地 域
富山県、石川県